

二十歳という人生の節目 成人式のお知らせ

問 文化会館内生涯学習課 ☎(42)3511

成人式の案内状は12月上旬に発送します。

とき 令和2年1月12日(日) **開場** 12時～、

記念行事 14時～

※記念行事までは自由にご歓談ください。記念行事終了後は閉館します。

ところ 文化会館

対象 平成11年4月2日～12年4月1日生まれの人
※学校や職場の関係で、市外在住の人が碧南市での成人式を希望する場合は、生涯学習課へご連絡ください。



民法改正による 成人年齢引き下げ後の成人式

令和4年4月に施行される改正民法により、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。市では、次のとおり方針を決定しました。

●民法改正後の成人式

令和4年度以降も20歳の節目を迎えることをお祝いする会として「碧南市二十歳を祝う会（仮称）」に名称を変更し、20歳を対象とした事業を継続していきます。18歳新成人を対象とした「成人式」は実施しません。

●20歳を対象者とする主な理由

- ・18歳は大学受験や就職準備を抱えており、新成人の参加が難しいと思われるため
- ・民法改正の令和4年度は18歳から20歳までの3学年が対象となり、会場の確保や運営が非常に困難になってしまうため

国民健康保険からのお知らせ

接骨院などの適正な受診

問 国保年金課国保係 ☎(95)9891

接骨院・整骨院、はり・きゅう、マッサージの施術を受ける場合、健康保険が使えない場合があります。かかり方を正しく理解し、適正な受診をお願いします。

接骨院・整骨院など柔道整復師の施術を受ける人へ

接骨院・整骨院は柔道整復師が施術する施設であり、医療機関ではありません。そのため健康保険が使える範囲は限られます。また、施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられますので、医師にご相談ください。

保険が使える施術

- ・ねんざ、打撲、座礁（肉離れ）
- ・骨折、脱ぎゅうの応急手当
- ・医師の施術同意書がある骨折・脱ぎゅうの治療



保険が使えない施術

- ・整形外科などの医療機関で同部位の受診がある場合
- ・疲労や年齢からくる慢性的な肩こりや腰痛、体調不良
- ・スポーツ後の筋肉疲労・筋肉痛
- ・症状の改善がみられない長期の治療



はり・きゅう、マッサージの施術を受ける人へ

はり・きゅうで保険適用できるものは特定の病気（神経痛、リウマチ、腰痛症、五十肩など）の痛みなどに限られ、医師の同意書・診断書が必要です。また、マッサージで保険適用できるものは医師より医療上マッサージが有効と認められた場合で、はり・きゅうと同様に医師の同意書・診断書が必要です。

施術内容についてお尋ねすることがあります

通院するときは療養費支給申請書に記載される負傷原因、負傷名、日数、金額などを確認し、自筆で署名をしてください。また、領収書を保管し、医療費通知で金額や日数の確認をしてください。国保年金課から施術を受けた人へ、施術日や施術の内容をお尋ねする場合があります。

